

『事例3』

類型：発明の詳細な説明の記載から明らかな誤記の訂正

審判番号：平成 11 年審判第 39022 号

特許番号：特許第 2701976 号（特願平 2-507801 号、特表平 4 - 5 0 5 1 0 1）

訂正前の明細書

（発明の名称）
ヒトラクトフェリン c D N A 配列

（図面）
図 2 の抜粋
882
AAT ... CAG GAA AAG TTT
Asn ... gln gln lys phe
289 ...

（発明の詳細な説明の抜粋）
第 2 図は、分泌シグナルペプチドおよび成熟ヒトラクトフェリン蛋白の推定アミノ酸配列を伴った c D N A 配列である。

訂正後の明細書

（発明の名称）
ヒトラクトフェリン c D N A 配列

（図面）
図 2 の抜粋
882
AAT ... CAG GAA AAG TTT
Asn ... gln glu lys phe
289 ...

[結論]

誤記の訂正となる。

[説明]

本件明細書には、下記記載がある。

「第 2 図は、分泌シグナルペプチドおよび成熟ヒトラクトフェリン蛋白の推定アミノ酸配列を伴った c D N A 配列である。」（特許掲載公報第 3 頁 5 欄 45～47 行）

上記記載から、第 2 図における「推定アミノ酸配列」は、解明された D N A の塩基配列を根拠としてアミノ酸配列を推定したものと解される。

そして、塩基コドン「G A A」がコードするアミノ酸は、「g l u」であって、これ以外のアミノ酸でないことは、当技術分野では明らかであり、「G A A」に対応するアミノ酸を「g l n」から「g l u」に訂正することは、誤記の訂正を目的としたものと認められる。また、塩基コドン「G A A」からアミノ酸「g l u」は、直接的かつ一義的に導かれるから、図 2 の訂正は新規事項に該当せず、実質上特許請求の範囲を拡張し、または変更するものでなく、訂正後の特許請求の範囲の各請求項に係る発明が、特許出願の際独立して特許を受けることができるものである。